

令和7年度第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	<p>1. パブリックコメント手続の実施結果及び条例改正（案）について</p> <p>2. 条例の運用について</p> <p>3. その他</p>
日時	令和8年2月17日（火）10時00分から12時00分まで
場所	市役所分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>小林委員、杉山委員、若林委員、澤邑委員、名和田委員、三輪会長</p> <p>（欠席委員）</p> <p>なし</p> <p>（事務局）</p> <p>廣瀬市民自治推進課長、竹井主幹、原田主査、城田主査</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 【資料1】パブリックコメント手続実施結果 ・ 【資料2】条例改正（案） ・ 【資料3】審査基準等（案） ・ 【資料4】認定基準確認表（案） ・ 【参考資料1】茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方 ・ 【参考資料2】審査基準等について ・ 委員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 （公開した場合のみ）	1人

○市民自治推進課長

只今より、令和7年度第3回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催いたします。はじめに、配付資料を確認させていただきます。事前送付させていただいたものとして、

- ・ 次第
- ・ 【資料1】パブリックコメント手続実施結果
- ・ 【資料2】条例改正（案）
- ・ 【資料3】審査基準等（案）
- ・ 【資料4】認定基準確認表（案）
- ・ 【参考資料1】茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方
- ・ 【参考資料2】審査基準等について

また、当日配付資料として、委員名簿をお手元にご用意してございます。資料は以上となりますが、不足等はありませんでしょうか。

それでは、これからの議事につきましては、三輪会長にお願いいたします。

○三輪会長

では、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があります。本日は、全ての委員が出席となっております。なお、名和田委員は、オンラインでの出席となります。本日は、委員6名のうち過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

本日、傍聴の方がいらっしゃいます。恐れ入りますが傍聴については、傍聴の決まりの記載に従って、傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。議題1「パブリックコメント手続の実施結果及び条例改正（案）について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○市民自治推進課主査

お手元の資料1、参考資料1をご覧ください。参考資料1は、前回12月の審議会のときにも皆様にご覧いただいた資料と同じものになります。こちらはパブリックコメントのご意見を募集する際に使った資料になりまして、参考資料1に対して、パブリックコメントを実施して、その意見を資料1に取りまとめています。資料1のご意見を参照する際には参考資料1も併せてご覧いただければと思います。

資料1をご覧ください。こちらがパブリックコメント手続の実施結果ということで、表紙に項番1から6まで記載がございます。募集期間は11月5日から12月5日まで、意見の件数は29件、12名の方からご意見を頂戴しております。その下、29件の内訳が項番4に書かれておりまして、項番5では意見への対応区分ということで、4区分に整理して書かせていただいております。反映0件、対応済み1件、検討8件、参考16件、合

計 25 件。一部の意見については除くという整理をした上で、25 件の意見について分類をさせていただいております。このうち、検討 8 件となっている項目については、前回の審議会の際にも委員の皆様からご指摘いただいたように、今回の条例改正以降についても、制度全般について引き続き検討していく必要があるというご意見をいただいております。まさにそういったところに該当する意見として、この 8 件については、検討事項として今後検討していきたいという位置付けでこちらに整理させていただいております。この後、その内容については具体的に説明をさせていただきますが、そのような形で整理した上で、市としてパブリックコメントの回答を作成しております。こちらの回答については内容として固まっているものになりますが、本日はご報告という形で皆様にご説明をさせていただいて、今後の方向性や市の考え方に関して、皆様からご助言をいただければと思っております。

表紙の裏側の 1 ページが、意見及び市の考え方になります。制度の趣旨目的に関する意見、こちらは 7 件ということで、これが分類に当たるものです。以降網掛けになっているところに、市民の方からいただいたご意見、その下に市の考え方ということで、意見に対する市の考え方を述べるような構成になってございます。

それでは、検討事項として扱うものを中心に、市の考え方をご説明させていただきます。1 ページの意見 1・2 は、それぞれ検討とさせていただいております。意見 1 に関しては、「将来に渡り、『まちぢから協議会』の活動を継続していけるよう」と記載があるが、この内容だけで本当に継続できるのか、疑問です。」、意見 2 では、「この条例改正だけで、『まちぢから協議会』が将来に渡り、活動が継続していけるとは思えません。」といった、将来の継続に関する疑問について意見としていただいております。その下、市の考え方でございますが、第 1 段落のところでは、今回の条例改正の見直しの趣旨を述べさせていただきます。そのあと、第 2 段落のところ、「今回は、現状の課題を踏まえ、将来に渡りまちぢから協議会の活動を継続していけるよう条例の一部を見直すものですが、本条例は、まちぢから協議会の活動全てを規定するものではなく、まちぢから協議会を認定するための要件と市の支援のあり方等を規定しております。今回の見直しだけで、まちぢから協議会に関する全ての課題の解決には繋がりません。制度のあり方については、今後も継続的に検討を進めてまいります。」ということで、制度全般の今後の検討について考え方を述べさせていただきます。

続きまして、資料 2 ページの意見 4 でございます。こちらでも検討ということになりますが、「※ 1 では、認定を受けるにあたっては、新たに設立された自治会に対し、加入促進に努めることとします。」「『まちぢから協議会』が入りたくない自治会を説得するというように読めます。住民からすると脅迫に近いと思います。」といったご意見をいただいております。

ご意見に対する市の考え方として、民主的な組織運営がされていることが、地域の望ましい姿であると認識しているということ、第 1 段落で述べた上で、第 2 段落のところ

で、まちぢから協議会に加入の意思がない自治会に強制的に加入を促す意図ではなく、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めることの必要性について述べました。最後の段落では、市が実施する支援が地域の実情に即した効果的なものとなるよう、制度のあり方について今後も継続的に検討を進めてまいります、ということで締めいております。

続いて4ページの意見6でございます。意見6については、「10年経ってもその方向に進んでいるとはとても思えません。目的に沿ったような協議会にすべきです。」といったご意見をいただいております。

市の考え方としては、2段落目のところで、先程の意見1・2と同様の回答になりますが、今後の継続的な検討ということで回答を述べさせていただきます。

続きまして5ページ、意見7でございます。「各地区のまちぢから協議会での自治会は核ではあるが、組織は10年前と比べると低下している現状を踏まえて全体で見直しを図る時期が来ているのではと考えますが如何でしょうか。」といったご意見をいただきました。

市の考え方として、前段では先程申し上げた、今回の改正の趣旨について述べさせていただいた後、後段では先程と同様に、今後も継続的に検討を進めるという回答をさせていただきます。

続きまして、9ページをご覧ください。分類が変わりまして、民主的な活動に関するご意見ということで3件いただいております。意見15でございますが、「本当に『まちぢから協議会』が住民自治を推進できるということならば、『まちぢから協議会』が認定基準の(6)の確認・評価をきちんとしていくことが必要です。それでない『まちぢから協議会』の活動は意味がないと思いますが、その評価ができていないのが現状だと思います。本当に必要ならば、協議会の委員だけでなく、一般地域住民にも民主的に推進されているかどうか、確認をすべきだと思います。」といった、一般住民の民主的な参加についてご意見をいただいております。

市の考え方としては、まちぢから協議会の活動についてはより多くの住民の確認や評価を踏まえ、民主的に行われるべきものであると認識しているということをお述べした上で、各地区のまちぢから協議会に対し、引き続き積極的な情報発信と住民の声を取り入れられるような取り組みの実施を市として促していくという回答をさせていただきます。

続きまして、意見17でございます。「民主的に話し合う場を提供する団体こそ、必要なのではないでしょうか。」といった、活動の民主性についてのご意見になります。

市の考え方としては、住民の認知度や活動への参加のしづらさに関して課題であるという認識を持っていることを述べさせていただいた上で、まちぢから協議会が活動を展開するにあたり、住民から求められているニーズを把握できるよう、住民の声を取り入れられる体制の構築やわかりやすい情報発信について支援をすること、そして、当初から目的としている民主的な協議の場の設置運営に地域と連携しより一層取り組んでいくことを述べ

させていただきます。

11 ページ、分類が変わりますが、自治会への支援に関する意見ということで、3 件ただいであります。このうち 12 ページの意見 21 でございますが、こちらは認定コミュニティから抜けた自治会に対する金銭的な支援に関するご意見になります。「認定コミュニティとして残る場合、抜けた自治会にもまちぢから協力費用をつけて欲しいです。地域への配布物などは自治会協力無しで、他者が抜けた自治会地域も配って回るとか非現実的だからです。」ということで、抜けた自治会も何らかの関与をまちぢから協議会にすることも想定されるので、そういったことを考慮すると、支援が必要ではないかというご意見をいただいております。

市の考え方としては、各自治会に対しては個々の活動内容に応じた支援を実施しており、今後は自治会支援のあり方全体に視野を広げ、自治会活動の発展に繋がる効果的な支援方法について、検討してまいります、といった考えを述べさせていただきます。

以上が主な検討事項ということで、いただいたご意見になっております。

続きまして、資料 2 をご覧ください。パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、条例改正案を作成しております。今回は、自治会の加入の有無という認定基準に関する条例改正になりますので、先程いただいたパブリックコメントで検討事項として整理させていただいたものを、直接的に条例に反映するということはしていませんが、実際にどのような形で条例改正をするかという内容をご説明させていただきます。

資料 2 の項番 1、提案の理由ということで、認定コミュニティの認定基準を緩和することにより地域における公益を増進するために提案する、というのが今回の提案理由でございます。

項番 3、条例の概要、(1) では市長が特に認めた場合にあっては、当該認定区域に存する自治会の相当数が現に構成員となっている地域コミュニティであれば認定を受けることができることとした、ということで、第 2 条の関係を改正します。(2) のところでは、条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした、ということで、これから議案に提案させていただきます、議会で承認されれば 4 月 1 日から施行する予定です。

裏面をご覧くださいまして、2 ページが条例の新旧対照表になります。改正するのは第 2 条第 2 項第 2 号です。左側が改正後の内容、右側が改正前の内容ということで、下の方に網掛けで括弧書きがされておりますが、この部分が条例として今回新たに改正するものになります。括弧の中、「市長が特に認めた場合にあっては、その相当数」が現に構成員となっているものであること、ということで、条例上の記載はこのようなシンプルな記載になっておりますが、後程、議題 2 でご説明させていただく審査基準の中で、認めた場合とは一体どういった内容なのか、という詳しいご説明をさせていただければと思います。

議題 1 ではいただいたパブリックコメント、それから、パブリックコメントを経て作成した改正案についてご説明をさせていただきました。

○三輪会長

前回の審議会でもお話がありましたが、今回の資料1で改めてパブリックコメントの分類をしています。その中では特に全体的に大きな方針を考えなければいけないご意見が出ていますけれども、今回の条例改正は、自治会に関する基準を緩和することが目的でありますので、その部分の改正について、こういう形で進めるという報告になります。

一方で、たくさん検討事項が出てきておりますが、これについては今後も審議会で継続的に意見を出していくということです。条例改正の案文として、庁内の適切な手続きをとって、こういう書きぶりとなっておりますが、プロセス等も含めて、ご意見・ご質問がありましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○小林委員

10代から40代までが0人で、やはり意見のサンプル数が少ないです。若い皆さんの意見を反映するというのも大事な要素だと思います。バランスよく、意見を収集できるようなやり方を検討していただければと思います。

○三輪会長

大事なお意見です。できるだけ多様な声を集める努力をしていただきたいと思います。

○市民自治推進課長

市民自治推進課では、市民参加手続きの関係についても担当しております。以前は公共施設に置いてある意見募集の箱に入れる形で行っていましたが、最近はパソコンやスマートフォン等を使って、若い方でも意見を出しやすい環境づくりを進めております。小林委員が仰るとおり、若い世代の方からなかなか意見をお寄せいただけないというのは、やはり他の案件でも傾向としては同じような状況になっております。意見を出しやすい環境づくりを引き続き行っていきたいと思っております。

○三輪会長

他にございますでしょうか。では、こちらの報告については皆さん理解したというところで、進めたいと思います。

では、議題2について、説明をお願いいたします。

○市民自治推進課主査

参考資料2をご覧ください。本日重点的に説明させていただく審査基準の内容に入る前に、審査基準がどういったものなのかということをご説明いたします。

項番1のところで、行政手続法（総務省のホームページより抜粋）とありますが、行政手続法というのは行政が一定の活動をするにあたって守るべき共通のルールを定めること

により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とした法律であり、主に（１）から（５）等の手続きについて定められています。地方公共団体が行う処分（条例等に基づくもの）については、各地方公共団体が定める条例が適用されるという整理になっています。

今回市の条例で適用される内容としては、主にアンダーラインが引いてある（１）申請に対する処分、（２）不利益処分になります。申請に対する処分というのは、例えば、営業の許可等の申請に対して許可するかしないかという処分のことを言います。まちぢから協議会の認定においては認定の申請に対して許可するかしないかという判断をするといった処分になります。不利益処分というのは、許可を取り消したりする処分ということで、認定を受けた後に認定基準に当てはまらなくなった際に、認定を取り消すことです。

続いて、項番２が茅ヶ崎市行政手続条例ということで、法律を踏まえて市で制定した条例になります。条例の手引きという冊子がありまして、その中から一部該当するところを抜粋しております。参考資料２と併せて資料３をご覧ください。資料３の表紙は、「申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票」になっております。それぞれ参考資料２の項番２（１）と対応する形になっております。参考資料２の項番２（１）申請に対する処分ということで、まちぢから協議会の認定を行う際の審査基準と処理期間を定めるものです。こちらが先程の資料３の第２号様式に記載をされているものになっております。こちらは行政手続条例の第４条の審査基準に基づいて作られているものになっております。第４条第１項では、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとなっております。また第２項では、できる限り具体的なものとしなければならないとなっております。さらに第３項では、審査基準を公にしておかなければならないということが決められております。

参考資料２の２ページの中段には、第５条で標準処理期間について記載されております。第５条では、行政庁は申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、公にしておかなければならないということで、申請が来たときにどのくらいの期間でそれを処理するのかを決めて、公にするというのがルールになっております。以上の第４条、第５条を踏まえて作ったものが資料３の第２号様式になっております。資料３の表の中、一番上のところが許認可等の内容ということで、公益を増進するために活動するコミュニティの認定に関する内容が書かれております。左側の縦方向に審査基準、その下に標準処理期間ということで、第４条と第５条の内容が記載されております。審査基準の欄に基準とありますが、別紙「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について」のとおりということで、個票に書ききれない内容として別紙に内容を委ねるといった作りで整理をさせていただいております。別紙については後程詳しくご説明いたします。

それから標準処理期間ですけれども、コミュニティから申請が上がってきた後の期間に関しては、内容として未設定とさせていただいております。未設定としている理由ですけ

れども、認定の申請に対する処分をしようとする場合、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に諮問し、その答申結果を十分考慮し、市長の決定に至るため、標準処理期間を設定しないということです。このプロセスに一定期間が必要になるというところと、開催するにあたって様々な調整も必要であるということで具体的な期間が定められないため、こういった理由から未設定にしているということでございます。ここまでのところが、審査基準と標準処理期間です。

続きまして、資料3の裏面でございます。参考資料2でいうと2ページの下の(2)不利益処分です。こちらは、まちぢから協議会の認定の取り消しを行う際の処分基準を定めるものということで、条例の第11条で処分の基準を定めております。第1項では、行政庁は不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。第2項では、できる限り具体的なものとしなければならないと規定されています。「不利益処分の処分基準 個票」に関しては、資料3の第4号様式で整理しております。先程と同じような表のつくりになっておりますが、一番上が不利益処分の内容ということで、公益を増進するために活動するコミュニティの認定の取り消し、それに関する処分基準としては先程の内容と同じように別紙で基準を定めており、それに従い処分をしていくことになっております。

一旦ここまでが審査基準等ということで、まずは全体のご説明をさせていただきました。

○三輪会長

行政手続法を踏まえ、今回の審査基準等を変えていく事務的な手続きについてご説明いただきました。ご質問等はよろしいでしょうか。

では、引き続き説明をお願いいたします。

○市民自治推進課主査

では、資料3の内容についてご説明をさせていただきます。前回の審議会で委員の皆様から、条例改正と併せ、規則も整理する必要があるのではないかといったご意見をいただいております。今回に関しては、条例改正だけとなり、それに関する補足については規則ではなく、この運用についてという冊子で整理することになります。今回の条例改正に合わせて修正した箇所は、網掛けにしておりますので、その内容をご説明いたします。

まずは、2ページをお開きください。条例の条文を記載しております。網掛けになっているところが先程申し上げた条例改正した部分で、新たに改正する条例の内容を記載しております。

続きまして、7ページをご覧ください。コミュニティの認定について整理した内容になります。このページについては、今回改定はしていませんけれども、少しこの部分につ

いて補足をさせていただければと思います。地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって一定の基準に適合するものは市長の認定を受けることができることとしています。同条例においては、8つの基準を設定しており、地域によって公益を増進するために活動するコミュニティが認定を申請する際には、その基準の内容を適切に解釈して対応していただけるようにしていただく必要があるので、条例におけるそれぞれの規定の解釈と、基準に適合するための具体的な要件を説明します、ということで、本冊子は、申請をしていただく際に見ていただいて、適切に申請をしていただけるよう作ったものになります。

8ページをご覧ください。先程8つの基準と申し上げましたが、項番2で(1)から(8)までのそれぞれの基準に関する解説をしております。(1)は区域に関する基準です。今回改正に合わせて見直しをする基準は、9ページの(2)構成の部分になります。一番上の四角囲いの中は条文をそのまま記載したものとなっております。その下の条文の趣旨でございますが、市長の認定を受けようとするコミュニティは、原則、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていることが必要です。ただし、市長が特に認めた場合にあっては、その相当数が構成員になっていれば、基準に適合しているものとします、ということで、条文の趣旨について記載しております。その下に解説がありますが、黄色で塗られている部分で、条例に新たに規定した市長が特に認めた場合がどういったものになるのか、解説しております。全ての自治会が構成員にならない場合でも、全ての自治会が構成員になる場合と同様に、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が構築されていると市長が認めた場合を意味しています。

10ページは、「その相当数」についての解説になります。コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制に相当する数を意味しています。コミュニティ毎に認定区域の規模や自治会数が異なるため、一律の基準ではなく「相当数」としてしています。次の米印、自治会は地域住民に最も身近な組織であり、認定区域内の各種団体や地域住民と連携してコミュニティの活動が行われることが理想であることから、認定区域で活動する自治会の全てが構成員となることを、原則としています。なお、構成員になるか否かは、当該自治会の実情を踏まえ、自らが自由な意思に基づいて判断するものであることから、強制するものではありません。できるだけ原則として入っていただきたいというところではあるものの、参加の意思は自由であり、強制するものではないということを注意書きとして書かせていただいております。この点については、先程の議題1のパブリックコメントの意見の中でも、強制するのはどうなのかというようなご意見がありましたので、強制するものではないということを対外的にお示しすることで、新たに記載させていただいております。

続きまして、その下、基準に適合するための要件ということで、①から③まで記載しております。線が引いてあるところはもともとの記載を削除した箇所となっております。

(2)の基準に関しては、この①②、或いは③を満たす必要があるということになります。まずは、①ですけれども、コミュニティの規約に認定区域内で活動する自治会のうち、構成員となる自治会が規定されていること。これは1つのまちちから協議会の中に仮に10自治会があって、10のうち、どういった自治会が参加しているかというのが明記されているということが、1つの要件になります。続いて、②は、構成員の一覧を記載した名簿等を有しており、名簿等により認定区域内で活動する自治会のうち、構成員となっている自治会が明確である。規約に記載した上で、名簿等にも参加している構成員が明確に書かれていることを要件の2つ目としています。続いて、③は、条件付きということで、認定区域内で活動する全ての自治会のうち、構成員とならない自治会がある場合に関する要件になります。各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティが認定区域内の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が規約や活動計画書等により、明確であること。これは書面上でそういった体制が明確であるということを示した上で、要件を満たしているか判断をしていくこととなります。米印のところでは体制の例について記載をさせていただいておりますが、認定区域内で活動する自治会の全てが出席している任意の会議や会議録等の書面により構成員になっていない自治会と地域課題を共有した上で、構成員になっていない自治会の区域も含めて各種団体や地域住民と連携・補完し合いながらコミュニティが抱える課題の解決に向け、活動が行われる見込みがある場合等が想定されます。地域課題の具体的な共有方法や各種団体や地域住民との連携・補完の方法については、コミュニティごとに様々なやり方が想定されますが、書類等において客観的に判断できるよう明確な記載が必要となるということでお示しをしております。ここに関する補足については、後程また別の資料でご説明をさせていただきますが、①②③が要件になるということ整理をさせていただきます。

続いて11ページ以降はそれぞれの基準について記載をしたものになっておりますが、修正を加えたところとしては15ページの(6)民主的という項目がございますのでそちらをご覧ください。こちらは規定としては民主的に運営されているものであることということで、その条文の趣旨に関しては、市長の認定を受けようとするコミュニティは組織の運営や合意形成が民主的に行われることが必要ですといった記載をしておりました。今回解説のところでは少し書き加えた内容がございますが、パブリックコメントでご意見をいただいた内容をこちらに反映させております。解説の前段のところでは、コミュニティに関わりのある人たちの考えに基づいて物事が決められていくことを意味していますという記載がありますが、主にこれまではまちちから協議会に参加している参加者の中での、意見の尊重等の必要性と合意形成について記載をしておりました。もともと後段の視点を持ってはいたものの記載がなかったので、ご意見を踏まえ、コミュニティは地域住民や事業者等の多様な意見や要望を踏まえた組織運営を行う必要があることから、地域住民等に対し活動を周知することができる体制や意見等を聴取することができる体制の構築が求められるという内容を追記しております。そもそもまちちから協議会が活動していく前段として、

どういう組織で、どういう活動をしているのかというのを区域全体の住民や事業者に知っていただき、構成員だけではなく、区域の住民や事業所も含めた皆さんから多様な意見をいただいて、活動をしていくということが重要であるということで、率直にご意見を受け止めて新たに加筆をいたしました。下のところでは要件について①②というふうに整理をしております。もともとは2つの内容が記載されていましたが、こちらについては①のところに統合する形で整理させていただいております。①コミュニティの規約に、コミュニティに関わりのあるものが平等に扱われ、自由な意見交換により組織が運営され、多数決等客観的に民主的と判断できる手法により方針等の合意が図られることが規定されていること。それから②活動計画書等で、地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制、例えばホームページや広報紙、それから意見や要望を聴取する体制、これは目安箱の設置、ホームページの意見募集フォーム等ということで例示をさせていただいておりますが、そういったものが構築されていることが明確であること。こういった要件を満たした場合、基準を満たしているという判断になるというところでございます。

続いてそのあと、16ページ、17ページでは、(7)規約、(8)活動内容について整理をさせていただいております。これらの部分については修正を行っておりません。

続きまして19ページをご覧ください。項番3、認定の手続きについて、先程の項番2の基準を踏まえ、基準を満たした場合にどのような流れで申請をしていくかということに記載したページになります。(1)が、コミュニティでの準備から市への申請までの流れになります。

四角囲いの中、まず①の流れとしてはコミュニティで地域の認定を受けるための申請をすることの合意形成をするというところで、認定区域内で活動する自治会の全てが構成員にならない場合は、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制を構築することが必要となりますので、各種団体や地域住民と連携・補完し合うことについて、コミュニティ内での合意形成が必要です。今回改正を行った条文の第2号に関連して、米印で記載させていただいております。また、規約の定めるところにより運営委員会や役員会等での意思決定が必要になります。一部の人たちで決めるということではなくしっかりと意思決定をした上で、申請に臨んでいただくということになります。

次の②のステップでは現行のコミュニティの規約等が本資料に記載の基準に適合するための要件に合致しているかをコミュニティの中で検証していただきます。

③では、②の検証の結果、コミュニティで規約の見直しや各種取り組み等を行う場合にはその内容についてコミュニティでの合意形成をしっかりと行っていただいて、④で、市長の認定を受けるための申請に必要な申請書等の内容について、コミュニティでの合意形成を行い、最終的に、⑤で市に申請をしていただく流れになります。

続いて、20ページでございます。(2)市での申請からコミュニティへの通知というプロセスになります。市がコミュニティからの申請を受理した場合には、次の流れに沿って

審査を行い、その結果を申請団体に通知します。なお、処分を行うにあたっては、第2条第2項各号の基準に従って判断します。正当性・公正性をより担保するために、中立的な立場で総合的に判断する必要があるということで、本審議会に諮問させていただいて、答申を踏まえて最終的に市長が認定の可否を決定するという流れになります。以下①から⑤まで、その流れについて書かせていただいておりますが、①申請書を受理し、②コミュニティ審議会に諮問、③審議会からの答申を受け、④市長が決定を行い、⑤申請団体に対して通知するという流れになります。

続きまして21ページです。項番4、認定コミュニティとしての必要な手続きについてということで、認定を受けた後に必要になってくる手続きについての解説になります。認定コミュニティが条例で定める基準を満たしているかを常に確認し、コミュニティの運営が適切かつ公平に行われているかを確認するためには、変更が生じた場合の変更の手続きと、毎年度の必要書類の提出の手続きが必要になります。毎年度の必要書類の提出を受け、新たな地域コミュニティの取り組みが地域において有益かつ有効に行われているか、市長は地域コミュニティ審議会に諮問し、同審議会がコミュニティの体制や活動状況等について調査審議し市長に答申します。なお書き以降で書かれてる内容については、毎年度、5月頃に第1回目として開催させていただいてる審議会の中で、各まちぢから協議会からの書類を委員の皆さんにご覧いただき、活動内容についてチェックしていただいておりますが、そこでの諮問答申がこの内容に当たるものとなっております。手続きに関しては、下の四角囲いのところ、第5条、第6条の規定に基づいて諮問答申をしていただいております。

最後に資料4についてご説明をさせていただきます。1枚目が「認定基準確認表」ということで、審議会の皆さんに諮問答申の中で、各まちぢから協議会が認定基準を満たしているかどうかを判断するチェック表になっています。(2)に関しては、先程具体的な体制が明確になっているかどうかという点について、解説の中で触れましたけれども、それをより具体的に判断していくために必要になる資料として、別紙「連携・補完体制確認表」を今回新たに設け、確認事項について地域の方でどのような対応をとるかというのを、具体例として書いてあるような内容を踏まえて記載していただいて、記載されたものを見て体制ができていくか判断していきたいと考えてございます。大きく5つに分けておりますが、内容は記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

○三輪会長

確認をしますと、主に資料3の1枚目と2枚目は審査基準と処分基準の関係を整理しています。そのあとのページは、条例の運用についての内容となり、今回条例改正をした(2)構成の部分に焦点を当て、網掛けの部分について修正を図るということでした。

併せまして、資料4は、毎年度の第1回審議会の際に、この資料に基づいてチェックをしているものになりますけれども、認定基準の変更に伴う新たな様式ということで添付さ

れています。

皆さんには、特に9ページ、10ページの(2)構成と、15ページの(6)民主的に関する内容を中心にご意見をいただきたいと思います。

こちらは審議事項になりますが、本日は内容を確定しなくても良いのでしょうか。その辺り、補足説明をしていただけますか。

○市民自治推進課主査

スケジュールとしては、3月の議会で条例が承認されるのと同じタイミングで、こちらの審査基準と処分基準の内容を落とし込んだ先程の冊子を完成させるという流れになります。本日の審議会でのご意見と併せ、皆様には、追加の意見を3月6日の金曜日までにいただいて、その内容を踏まえこちらの冊子を改定して、4月1日の条例施行に合わせて運用していきたいと考えてございます。

○三輪会長

ということなので、できるだけたくさん意見を出していただいて、この後に事務局で整理をするということでございます。重要な内容ですので、皆さん一言ずつご発言いただければと思います。

○澤邑委員

10ページ、相当数については具体的な数値の基準がありませんけれど、それで良いのでしょうか。

○市民自治推進課主幹

10ページにも記載していますが、各コミュニティによって、自治会の数や面積も異なってきますので、一概に数字で表すという方法はとらずに、そのコミュニティが公益の増進に取り組むために活動する体制が維持できるのかといったところに主眼を置いて、認定をしていきたいというところで、具体的な数値は定めておりません。

○三輪会長

これはなかなか難しいと思っているのですけれども、構成員になっていない自治会が全体のどの程度なのか、数値が設定しづらいというところもあります。自治会に関しては、原則全部入って欲しいという前提ですよね。そのうちのいくつか、入らないという状態になった場合でも、当該地区の住民に向けて対応しなければいけない。地域コミュニティとして認定を受ける場合、その活動はそのエリア全域の住民に資することとなり、当該エリアの自治会が入らなくても、その部分を網羅できる確証があれば認定を受けられるというイメージですよね。

規模が小さな自治会なのか、大きな自治会なのか、その辺の塩梅が変わってくるということで、今の考え方としては、そのエリアに居住する全員を網羅できることを何らかの方法で確認したいという意図で、それを数値的に表すのが難しいので、相当数と表現しているということです

○杉山委員

今会長が言われたように、かなり苦しい表現として相当数という言葉を使っているように見えます。言葉として、相当数と言うのは数を表すものです。だとするとバックデータとして裏付けがなければいけないと思います。自治会が色々あるということで調べたところ、例えば茅ヶ崎地区が一番多くて19自治会あります。少ないところだと5とか6とかで、確かにバランスはバラバラだと思います。前回の審議会でも話があった自治会加入率が、現在全国平均71.8%ぐらいのところ、茅ヶ崎は若干あるというのであれば、例えばそういうデータベースを分析してみる。自治会の数とその自治会の加入率がどのくらいなのか、大きい自治会が抜けてしまった場合、全体の加入率も落ちてしまい、弱体化してしまうといった見方がある程度しておかないといけない。それが裏付けのデータとしてあるから相当数という表現ができるのだと思います。バックデータはやはり持っておかないといけない。例えば、茅ヶ崎地区のまちぢから協議会に19自治会が加入している中で、バックデータとして、この自治会は重みがあるというようなものです。先程言ったように、5分の4であれば活動ができそうであるとか、4分の3であればできそうであるといったデータを持った上で、相当数という表現にしておかないと、これでは指摘を受けるような表現になってしまっています。逆に、悪いように受け止めると、相当数という表現なんてしない方が良いとも言えますし、全住民に平等にやってもらいたいのであれば、自治会が入っていてもそうでなくても関係ないという発想もある気がします。相当数という言葉を使うのであれば、もう少ししっかりしたバックデータを提示していただきたいと思いました。

○三輪会長

何分のいくつといった住民規模のようなイメージでしょうか。

○澤邑委員

根拠はありません。でも、これでは、過半数とか、3分の1とか、4分の1でも可能であるというふうに解釈できなくないとも思いました。

○三輪会長

確認ですが、分母は住民数というイメージでしょうか。

○澤邑委員

今までは自治会の数で考えていたと思いますが、先程のお話のように、地域によって規模が大分違うと思います。住んでいる住民の人たちのどのくらいをカバーしているといった基準です。

○三輪会長

イメージとしては、例えば、自治会の規模が、100人、300人、1,000人であったとして、そのうち1,000人の自治会が抜けてしまったとすると1,400人のエリアの中で400人が残ることとなりますが、1,000人が抜けたことを補完できる何かがあれば良いという話をしたいと思うんですね。この条例の立て付けでは、自治会を1構成員という形でカウントしていますが、今の話でいけば1構成員ではあるけれど、そこには住民が存在しています。地域コミュニティというのは住民を対象とした話なので、人口規模の大小を踏まえた相当数というものを、考えておく必要があるのではないかと思います。10ページの相当数という表現が抽象的でわかりにくいので、数字をどこまで明確に示すかというのはあるかもしれませんが、少なくとも、そういう考え方を書いた方が良いのかもしれない。認定しようとする地域コミュニティは、区域全体の住民のためであるという点が重要です。その方々に対しどうしたら良いのか、その相当数という考え方を何か提示できる文案があると良いと思っております。

○市民自治推進課主幹

具体的な数値は特にありません。今回の条例改正の趣旨としては、今ある自治会が抜けるということよりも、例えば、新しくマンションができて、そこで自治会を設立した際に、まずは自分たちの活動に重きを置きたいということで、まちぢから協議会には入らないという事象が発生した場合に、今まで活動している方たちの活動がストップしてしまうところを何とかしたいということでございます。もともと活動している自治会が抜けることを想定していないわけではないですけれども、それよりも新しくできる自治会が入らない場合に活動がストップしないような体制について考えているものでございます。まちぢから協議会の構成員にはならないけれども、協力体制が構築されているのであれば、認定しようというところで、具体的な数字については設けない形を考えているところでございます。

○市民自治推進課長

具体的な数字を設けないということは、今申し上げたとおりなのですが、こちらの審議会でも過去には4分の3のような具体的な数字があった方が良いといったご意見を頂戴しておりました。先程、三輪会長が仰っていた100人、300人、1,000人といった例はわかりやすい事例だと思っておりました。例えば、そのうちの3分の2とした場合には、分

子が100人と300人の自治会なのか、300人と1,000人の自治会なのかによって全然状況が違おうと思います。茅ヶ崎市内の自治会の状況として、世帯数は50くらいから2,000くらいまであるので、それを一律の基準で定めるというのは非常に難しいと思っております。ただ、杉山委員が仰る各自治会のバックデータとして世帯数がどのくらいなのかといったことを分析した上で、残った自治会がどのくらいならば維持できるのか、抜けた自治会に対し情報提供できるか確認をした上で、委員の皆様にご相談することを考えております。表現としては相当数と言うことで、抽象的と言われればそのとおりではありますので、バックデータをもとに具体的に想定される事象等について、我々の中できちんと整理しておかなければならないと考えております。

○若林委員

諮問を受け答申する我々としては、オートマチックに数字を出して、相当数なのかどうか、判断基準をもとに定量的に測れるのが一番楽ですけど、なかなかそれも厳しいということでした。わからないわけではないのですが、今の議論に出ていたような地域の客観的なデータは、統一的に示していただいた方が良いと思います。補完するための冊子として定性的な内容を手厚くして、我々にも示していただくとともに、やはりそれぞれの地域にも示していただいて、理解を求めることがすごく大事なことであると思うので、それはぜひお願いしたいと考えます。

もうひとつ伺いたいのですが、例年、認定の継続の答申をしておりますが、今回の見直しの中で、今後、全ての自治会が入っていない状況も出てくるという想定で良いのですよね。

○市民自治推進課長

はい。

○若林委員

それともう一步進んで、新たに申請したいというような認定団体についてはどのような状況なのでしょうか。

○市民自治推進課長

まだ未設立の地区が一地区ございまして、そちらについては現在設立に向けた準備会を立ち上げていただいて、ほとんどの自治会と関係団体が集まって、今後立ち上げに向けてどういうふうに進めていくかといった議論をしていただいております。当初は、年度内の1月・2月ぐらいの時期に立ち上げたいということ伺っていましたが、まだそこまで至っておりません。議論がうまく進めば、来年度には立ち上げに向けた動きが出てくるものと考えております

○三輪会長

今話を相当数ということで判断するとしたら、どういう解釈をするのですか。例えば、抜けるとか、或いは新しいマンション自治会ができるとか、自治会が解散するとか、そういったことが出てくることも想定して、相当数という考え方についてはバリエーションを持っていないといけないと思います。直近で対応が必要になりそうな案件に対して、相当数というのはどういう解釈をするイメージなのでしょうか。

○市民自治推進課長

地区の中の自治会が7つあるエリアになっていまして、入らないところは1つか2つくらいになるかと思っています。自治会の数の割合としてはそのようになりますが、世帯数の分析は今手元にデータがないためお伝えできません。そういった状況の中で、未加入の自治会に対して、どのような方法で情報を提供し、住民のニーズをどのように吸い上げるのか、そのような体制を確認した上で、審議会にお諮りする段取りになると考えております。

○三輪会長

今話でいくと、一つ目として、相当数に対応するのは、そのエリアの全自治会数である7分の6というカウントになるということですね。二つ目として、それが何人ぐらいなのか、規模の大小でも大分結果が違うので、その辺も確認した方が良いというご意見がありました。具体的な数を決めるかどうかはさておき、確認する作業が必要ではないかということです。三つ目としては、それをフォローする内部の情報のやりとりや連携体制を別途確認した上で、認定の可否を判断するということですね。

例えば、自治会がないマンション管理組合の場合は、自治会ではないけれど、マンション管理組合が相当数の一部として入るという想定になるのでしょうか。自治会ありきでずっと話をしていますが、自治会ではない居住コミュニティとして、情報の連携は管理組合でやるような場合の考え方はいかがでしょうか。

○市民自治推進課長

今回、改正する内容は自治会を前提としておりますので、三輪会長が仰ったマンション管理組合についてはこの中では想定しておりません。

○三輪会長

この部分については、議題1で出されている自治会に依存しすぎているのではないかと、いった意見と絡んでくるものと思われます。今回の改正に反映されていない意見もありますが、今回の改正はここまでで、今後の議論の中で、(2)の構成については、来年度以降

にもう一度改正される可能性があるということで大丈夫ですか。

○市民自治推進主幹

条例からも読み取れるとおり、我々としては、原則全ての自治会に入っていたきたいという考えがございます。自治会は地域コミュニティの土台になっている部分ですので、そこには一定の思いがございます。三輪会長が仰るとおり、今後、地域コミュニティとはどうあるべきなのか、自治会の体力が落ちている現実もございますので、改めてそこについては議論をさせていただければと思っております。

○三輪会長

わかりました。

○杉山委員

お話にあった入らない自治会は、良い素材を与えてくれるのだらうと思います。なぜ自治会が入らないのかということについて、きちんと分析してみると、別に困っておらず、自治会としてまちぢから協議会に入らなくても、そういうサービスを受けられそうという意見が出てくるような気がします。また、テーマ型の市民活動が盛んなエリアであるような気がします。例えば、子育て関係であったり、学校の関係であったり、学習支援であったり、あと福祉関係についても地区ボランティアだけではない組織が実は充実しているエリアです。もう少し分析してみると面白いデータや方向づけがされる可能性があるように見えます。

15ページに記載されている民主的に関する内容について見てみると、小さいテーマ型のコミュニティは、自治会の組織の一部になるか、まちぢから協議会からの提案事業の受け手にでもならない限り、恐らくまちぢから協議会には入れないと思います。たくさんあるテーマ型のコミュニティを一つの組織としてコーディネートすることも、将来的なコミュニティの形成として考えていけないと思います。先程言ったように、自治会組織は崩れてきており、PTA組織が崩れてきたエリアも出始めています。現にPTAがない学校も出始めており、子ども会もほとんど入っていない。スポーツ関係団体も入っていないんです。乖離が出始めている中で、その分析はしなければいけないと思います。そのためのモデルケースとして、湘北地区は面白いと思いますので、ぜひそういう視点で見ていただきたいと思います。

○市民自治推進課長

自治会の加入率は下がっていますが、市民活動団体の数自体はそれほど変わらずに推移しています。地縁型のコミュニティであるまちぢから協議会だけでは担えない専門的な部分については、テーマ型のコミュニティが連携していただく体制が望ましいと考えており

ます。設立されていない地域において、そういったテーマ型のコミュニティが多いということであれば、地域から連携を投げかけていただくことや、行政が仲介することで、今までの地縁型の形から進化した形のまちぢから協議会もできてくると思います。住民の皆さんにとってもまちぢから協議会の活動が活発である方がメリットも大きいですので、今仰っていただいた部分については、今後より連携が図れるように進めていきたいと考えております。

○三輪会長

15 ページの内容に関してもご意見をいただきました。

名和田委員はいかがでしょうか。

○名和田委員

先程議論にありました相当数という文言については、法律的な解釈からいうと、市長が特に認めたという文言の方に重きが置かれていて、相当数に関しては補足的な条件であると思います。では、市長はどのような場合に特に認めるのかというところですが、構成員となっていない自治会も含めた区域全体に渡って活動がきちんと行われる保証がある場合となり、それが主体です。市長から諮問されて、審議会として専門的な立場から我々が意見を言い、それを受けて活動区域内できちんと活動が行われる保証があると市長が認めた場合は、認定するという話であると思います。

定量的な基準を決めて権力を制約するというのもあって然るべきですがけれども、自治会は地元の自主的な組織であり、規模や加入率をコントロールできませんので、相当数とするほかに、最終的には、選挙で選ばれた市長が民主的に判断するということです。

それ以外の点について意見を申しますと、私はこのところ地域コミュニティや自治会・町内会について考察を深める機会がありました。昔から日本の自治体は規模が大きく、人口 20 万人と言ったらヨーロッパでは大都市です。合併に合併を重ねてこういうふうになっていて、コミュニティレベルの自治は疎かになっています。そこに地方公共団体と類似の構造を作らないといけません。諸外国ではそのための色々な制度が整えられた上で合併をしてるわけですがけれども、日本はされていません。ではなぜ、それで済んでいるかというところ、自治会があったからです。ところが、その自治会は全員を会員にすることができなくなりつつあります。というより、過半数を組織しているとさえ言えません。先程の議論にもありましたけれども、自治会は世帯会員制なので、世帯の過半数を組織しているかという問題と、人口の過半数を組織してるかという問題は別になります。実は加入率のプラス 10 数パーセントぐらいが、大体加入者率となります。茅ヶ崎が 70% ぐらいであれば、加入者率は 9 割に近いと思います。ただ、だんだんと加入率が低下して、自治会だけでは地方公共団体類似の機能を果たせなくなっています。だから、自治会と協議会がセットになって初めて地方公共団体類似の仕組みが地域コミュニティにできるという状況に

なりつつあります。協議会を設立していくことは重要なことだと思いますし、その協議会の仕組みはなるべく民主的な構造を持つように制度設計を見直していくということが大事だと思います。今回の条例改正は、そういう地方公共団体類似の構造を地域に作るという点からして1歩前進したと思います。

それ以外にも色々ともう少し前進しなければいけないところがあって、その辺はパブリックコメントでもご意見をいただいていると思います。それに留意して、今後も制度を見直していくことが必要だと思いますし、我々審議会も意見していかなければいけないし勉強していかなければいけないと思います。

前進するための論点として、民主的という話がありました。私も審議会に関わる中で、民主的に組織されているということをご委員がいるかどうかという点で判断していましたが、正直言うと非常に違和感がありました。もちろんいなければならない。特に自治会の加入率が低下しており、さらに自治会そのものが組織原理として会員制なので、世帯中の多様な意見が出にくいわけです。そこを補完する意味でも、ご委員は重要な仕組みであると思います。それ以外に、先程事務局からの説明にもありましたけれども、多様な意見を吸い上げられるような組織の運営がなされていることを指して、民主的と言うということ、認定基準の中に記載していただいている、そこは前進であると思います。例えば、群馬県の富岡市は、協議会組織とは違うところで住民集会的なことをやっていて、そのコーディネートを公民館がやっている点が、面白い仕組みだと思います。色々な人が意見を言える場を今後茅ヶ崎市のまちから協議会でも作られると良いと思います。先程ご意見で出た地域内のコーディネート機能については、多分他所の自治体だと拠点施設になっているコミュニティセンター等のコーディネーターがやっています。茅ヶ崎の場合は市役所の方でやっているとありますが、そのスキルと専門性を高めていくということも民主的な運営という点では必要だと思います。

○三輪会長

今のお話を聞いて、9ページ目の構成に関する記述は、市長が認める場合ということを強調している書きぶりになっていないのではないかと思います。市長が認める場合にあってはその相当数ということで、逆のような気がします。市長が認めるにあたっては、我々が諮問を受けることになると思うのですけれども、いずれにしてもその相当数であることを市長が認めた場合ということですよ。条文の括弧の中はこれで良いのかもしれないけれど、条文の趣旨のところは、「ただし、その相当数が構成員になっていると市長が認めた場合にあっては、基準に適合しているものとします」とした方が良いと思うのですが、そうではないのですか。「その相当数」というところが引っかかっているのですけれども、市長が認めるということが強調される文案ではありません。名和田委員のご指摘は私もそのとおりだと思いますけれども、皆さんはこれを読むとそういうふうに取り取れないと思います。条文は修正できないにしても、条文の趣旨のところはまだ修正できるので、ただ

し書きのところは分かりやすい表現に改める必要があるのではないのでしょうか。

○名和田委員

括弧の中の書きぶりは、「市長が特に認めた場合にあっては、その相当数」となっていますが、相当数とは何であるかを市長が判断するというふうにはなっていないわけですよね。例えば、この条文の解釈を巡って裁判が起きた場合、裁判所としては、相当数とは何であるかということを裁判所独自に判断することになります。何と判断するかは、私も予測が付きません。相当数というのは、過半数なのか、それとも先程意見として出た規模や加入率等を考慮して判断するのだと思いますけれども、少なくとも相当数というのは市長の意思とは別のことであり、裁判になれば客観的な基準で裁判所が解釈をするということです。市長が認める内容については、本日ご説明があったところによると、構成員となっていない自治会の区域も含めて、まちぢから協議会としてきちんと活動をして、地域課題の解決が進んでいくことが見込まれるかどうかということです。先程私は、権力の制約と申し上げましたが、市長が相当数が何であるかまでは決められないという点で、この条文は市長の権力を制約していて、あり方としては望ましいと考えます。この条文については、そう読めると思います。

○三輪会長

わかりました。であれば、市長が何を認めるのかということ少なくとも条文の趣旨には書いておいても良いのではないかと思います。一般市民の感覚からすると読み取りづらいたと思いますし、でないとも本日のように相当数とは何かという議論にもなると思います。庁内の法務関係の部署は、この条文の書きぶりで正しく整理されているという見解で、名和田委員としても、このままで良いのではないかという趣旨ですよ。

○名和田委員

例えば、「入らない自治会があった場合でも、当該自治会の区域内で認定コミュニティの活動が十分に行われると見込まれる保証があると市長が認めた場合」といった要件を書き込むことは条例の作り方としては可能だと思います。市長は規則制定権を持っており、それも民主的に直接選挙されている市長の権限の範囲内ですので、市長が認めた場合というのを、規則に委ねることも現行の条例の作り方としてはありうると思います。もし条例で書きたければ、その前に何か書くというのは可能であると思います。

○三輪会長

9ページの下で、市長が特に認めた場合の補足説明がされています。「公益を増進するための活動を行うことができる体制が構築されていると市長が認めた場合」という説明を読めば誤解は生じないので、本冊子の記載としてはとりあえず良いのかもしれない。

本日結論を出さなくても良いということですが、全体的な議論を整理しますと、相当数の考え方については、前提として具体的な基準を明示することはしないということですが、我々が答申をするときに、体制が構築されていることについて確認をするために必要となるデータが欲しいということでした。先程の話だと、全ての自治会が構成員となっていなくても、公益を増進するための活動を行うことができる体制が構築されていると市長が認めたということで、市長から諮問されて審議会で答申をするにあたり、我々が判断する際に、納得できる説明やデータの提示をいただきたいというご意見がありました。この冊子の中に、細かく盛り込む必要はないのかもしれないですが、何か別にガイドラインのようなものがあつた方がいいのか、その辺はご検討いただきたいと思ひます。

それから、民主的という点に関してもご意見がありました。自治会や福祉団体等という大きなコミュニティだけではなく、市民活動団体のような小さなテーマ型のコミュニティも存在して、その方々の活動や意見も反映されるような体制をまちぢから協議会で整えていくことが、民主的な体制として望ましいという話でした。この点については、冊子の文面では、「地域住民や事業者等の多様な意見や要望を踏まえ」というところで網羅されているとは思ひますが、事務局としてきちんと意識を持って取り組んで欲しいという話でした。

あとは、1番目の議題で出てきた制度の継続的な検討事項への対応については、今回の条例改正では盛り込めないけれど、引き続き議論を進めていくということで、その辺の整理をしていただく必要があるといった意見がありました。

その他にご意見はござひますか。

○小林委員

10ページ、文章の最後のところに「書類等において客観的に判断できるよう、明確な記載が必要となります。」と記載がありますが、この客観的というのも先程の構成員に近い議論になるかもしれないですが、統一的なフォーマットのようなものがあつた方が好いと思ひます。まちまちに出てくると判断が複雑になると思ひました。

それから、19ページと20ページに、手続きのプロセスが書いてあります。表紙に記載されている標準処理期間は、このページのこゝを指していると思ひますが、ある程度期間はわかるのではないのでしょうか。尺度として、具体的な設定があつた方が好いのではないのでしょうか。

○三輪会長

1点目のご意見は、資料4の別紙の確認表がそれに該当するものであると思ひます。標準処理期間のこゝも含めてご説明をお願いいたします。

○市民自治推進課主幹

会長が仰るとおり、書類については、資料４の別紙がベースになります。地域の方に書いていただくもので、これに付随した資料が別があれば、それも添付するような形を想定しております。

それから、標準処理期間ですけれども、例えば、認定や取り消しにあたっては審議会に諮ることになりますので、短期間での日程調整ができない状況も加味して、期間を設けず対応しているところでございます。

○三輪会長

客観的に判断するための書類については、年度ごとに実際にやりとりしながら、より良い形に更新していきやすいものであると思います。ただ、運用の冊子については、頻繁に内容を変えるわけにはいきません。今回の条例改正に合わせて適切な対応をするということで、先程説明がありましたように４月から適用するにあたって、３月６日までに追加のご意見をいただければ、内容を反映できるということです。

その他にいかがですか。

○名和田委員

先程、テーマ型コミュニティに対するコーディネートについてのご意見がありました。非常に重要な視点だと思いました。全市的なレベルのコミュニティと地域レベルのコミュニティが相互に補完しあうといった動きをコーディネートしていくことが、実態として進んできています。そういう中で、協議会組織がさらに地域課題に向き合っていくことが可能になっていくと思うので、そういった点についても今後の我々の検討課題ではないかと思います。

○三輪会長

最後に、議題３その他について事務局からお願いします。

○市民自治推進課長

特にございませぬ。

本日は、貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。次回につきましては、５月から６月に開催を予定しており、各地区からの申請内容等を確認していただく会議となります。お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。